

もふもふピース 会則（平成30年度版）

1. 名 称

この会の名称は、「もふもふピース」とする。

2. 目 的

もふもふピースは、発達障がい児者とその家族への支援と発達障がいに関する社会的啓蒙活動を主な目的として活動する。

3. 所在地

もふもふピースは、代表 増元 浩水 山口市秋穂東 1269 に置く。

4. もふもふピース の構成

この会は、正会員とボランティア会員から構成される。

この会に次の役員を置く。

- (1) 事務局 1名以上
- (2) ボランティア事務局 1名以上
- (3) 会計 2名
- (4) 会計監査 1名

5. 会 員

- ・当会の会員は、会の目的を理解し賛同して入会した山口県内在住者を原則とする。
- ・会員は もふもふピースに所定の会費を納入しなければならない。
- ・会員は、会の運営に主体的に参加しなければならない。

(1) 正会員

○家族会員

- ・発達障がいの当事者とその家族を対象とする。
- ・当事者や子どもは自らの意志の下で活動に参加することに同意する者とする。
- ・会員は、当事者や子どもだけでなく親自身が積極的・主体的に会を運営・活動していかなければならない。

(2) ボランティア会員

- ・会の趣旨を理解し、会の活動にボランティアとして参加する者を対象とする。

6. 会 議

- ・この会の会議は総会および役員会の2種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。
- ・総会は会員家族をもって構成され、役員会は役員をもって構成する。
- ・会議は、事務局が招集する。
- ・総会の議決は会員家族の過半数の賛成を持って可決とする。

7. 活 動

もふもふピースは、定例会と茶話会、社会的な啓蒙を目的とした活動を行う。

8. 運営会費

会費は、運営年度会費として参加者及び家族から次のとおり徴収する。

- (1) 正会員 年間 3千円 (一家族毎)

※総会后2週間までに納入する。(新会員については入会申し込み時)

- (2) ボランティア会員には、基本的には会費を求めない。
- (3) 正会員については、年度内に退会、除名の場合でも年会費は返還しない。
- (4) 正会員がボランティアとして参加する場合は、定例会参加費を徴収しない。ま

た、交通費

は支給しない。

9. 寄付

その他の寄付については、基本的に受け付ける。

10. 退会について

会員は退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

11. 除名について

次の一つに該当する場合には会員を除名することができる。この場合、その会員に対し除名

通告の前に弁明の機会を与えなければならない。

①本会の会則に違反したとき。

②本会の名誉を傷つける、または目的に反する行為をしたとき。

附則

この会則は 平成 15 年 4 月 13 日より発効する。

平成 17 年 4 月 10 日 一部改訂

平成 18 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 19 年 5 月 13 日 一部改訂

平成 20 年 5 月 11 日 一部改訂

平成 21 年 5 月 10 日 一部改訂

平成 22 年 5 月 9 日 一部改訂

平成 23 年 5 月 22 日 一部改訂

平成 24 年 5 月 20 日 一部改訂

平成 25 年 5 月 19 日 一部改訂

平成 26 年 5 月 18 日 一部改訂

平成 28 年 5 月 22 日 一部改訂

平成 29 年 5 月 28 日 一部改訂

平成 30 年 6 月 3 日 一部改訂（山口県アスペの会からもふもふピース

に名称を変更）

内規

・慶弔規定

1 会員が死亡においては、5,000 円 弔電を贈り弔慰する。

2 会員が非常災害を受けた時は見舞品を贈呈する。但し、事情を考慮して協議によりその都度金額を定す。

附則 この内規は、平成 22 年 5 月 9 日から施行する。